

<労働者派遣事業に関わる情報提供>

労働者派遣事業の適性な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い
下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社ソフトハート
派遣事業許可番号	(派) 27-302456
事業所の所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目11-4-700 大阪駅前第4ビル7F

【待遇決定方式】

「労使協定方式」	協定労働者の範囲 : ソフトウェア作成者	有効期間の終期 : 2025年3月31日
----------	----------------------	----------------------

【労働者派遣事業の状況】

派遣労働者数	10 名
派遣先企業数	7 社
派遣料金の1人あたりの平均額(1日8時間当たりの額)	30,491 円
派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たりの額)	18,845 円
マージン率	38.2 %

【マージン内訳】

社会保険料	事業主負担の社会保険料 健康保険料 厚生年金保険料 雇用保険料、労災保険料
派遣労働者が取得する休暇	有給休暇／慶弔休暇等への充当費
福利厚生費	定期健康診断 教育訓練(社内・社外研修) 退職金制度
会社運営経費	事務所テナント料、間接部門の人件費、通信費等 の諸経費
広告宣伝費	広告宣伝費や採用活動等
その他	営業利益

【教育訓練】

入職時等基礎的訓練、安全衛生教育、情報セキュリティ教育等を実施

当社における派遣事業の「労働者派遣に関する料金額と派遣労働者の賃金額の差額の派遣料金」に占める割合(マージン率)は約36.1%となり、約63.9%を派遣労働者の給与として支払っています。